

水道料金・下水道使用料の減免について

目的	高齢者世帯に対する水道料金・下水道使用料の基本料金を減免し、福祉増進の一助を図ることを目的とします。
対象者	○同じ水栓の水道を使用している方全員が、本市に住民登録のある満65才以上の方だけの世帯。 ※所得制限がありますので詳しくはお問い合わせください。 ※生活保護受給者は対象外です。
減免金額	水道料金及び下水道使用料の基本料金と2ヶ月につき使用水量20m ³ までの料金を免除。 例) 水道料金のみの場合は、概ね2,000円程度 水道・下水道料金の場合は、概ね4,000円程度
利用方法	申請書を地域共生推進課へ提出してください。市で調査のうえ、減免の可否を決定します。